

建設アスベスト給付金

令和4年
1月19日から
施行されました。

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者・一人親方・中小事業主の方で、石綿関連疾患の診断を受けられた方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。ご本人が亡くなられている場合には、ご遺族からの請求が可能です。

対象になる方

石綿ばく露業務

昭和47年10月1日～昭和50年9月30日
石綿吹付け業務

昭和50年10月1日～平成16年9月30日
建設現場での屋内作業

+

石綿関連疾病

- 中皮腫 ●肺がん
- 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- 石綿肺(じん肺管理区分が管理2～4)
- 良性石綿胸水

※石綿による疾病は、石綿を吸ってから長い潜伏期間の後に発症することが大きな特徴です。(中皮腫:20～50年、肺がん:15～40年)

こんな 業種の方

大工(墨出し、型枠を含む。)、左官、鉄骨工(建築鉄工)、溶接工、ブロック工、軽天工、タイル工、内装工、塗装工、吹付工、はつり、解体工、配管設備工、ダクト工、空調設備工、空調設備撤去工、電気・電気保安工、保温工、エレベーター設置工、自動ドア工、畳工、ガラス工、サッシ工、建具工、清掃・ハウスクリーニング、現場監督、機械工、防災設備工、築炉工 など

給付金額

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のない方 | 550万円 |
| 2 | 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のある方 | 700万円 |
| 3 | 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない方 | 800万円 |
| 4 | 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のある方 | 950万円 |
| 5 | 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である方 | 1,150万円 |
| 6 | 上記1、3により死亡した方 | 1,200万円 |
| 7 | 上記2、4、5により死亡した方 | 1,300万円 |

「じん肺法所定の合併症」とは、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸の5つの疾病です。

※条件等により減額される場合があります。

すでに労災や石綿救済法で救済を受けられた方でも支給対象になる可能性があります。

